

日本公認会計士協会会長声明

企業会計基準委員会の会計基準適用指針及び
実務対応報告について

平成14年4月16日

日本公認会計士協会会長 奥山章雄

財団法人財務会計基準機構・企業会計基準委員会から公表される会計基準は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準として、我々日本公認会計士協会の会員が会計監査等において準拠性判断の拠りどころとすべきものである。企業会計基準委員会では、会計基準のほかに会計基準適用指針と実務対応報告を公表するが、これらは会計基準に係る詳細規定や解釈規定、あるいは会計基準がカバーしていない領域の当面の取扱い等を示すための規定であり、会計基準を補完するために公表されるものである。したがって、これらについても従来、日本公認会計士協会が公表してきた会計制度委員会報告等とともに会員の監査実務等における準拠性判断の拠りどころとすべきものとなる。

(平成14年4月16日理事会決議事項)